

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
(平成 23 年内閣府令第 46 号)一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第一条(略) (定義) 第二条(略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 2 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 (略) 二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。) イ~チ(略) 三 乳製品 イ・ロ(略) <u>ハ ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)であつて、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものにあつては、加熱殺菌した旨又は加熱する旨</u> ニ クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 ホ~ト(略) チ 添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤(食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。)及びキャリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品</p>	<p>(趣旨) 第一条(略) (定義) 第二条(略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 2 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 (略) 二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。) イ~チ(略) 三 乳製品 イ・ロ(略) ハ クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 ニ~ハ(略) ト 添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤(食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。)及びキャリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品</p>

の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下チ及び次号二において同じ。)であって表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む乳製品にあっては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む乳製品にあっては当該添加物を含む旨

リ～ル(略)

ヲ 殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料にあっては、その旨

ワ 発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあっては、その旨

カ～レ(略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ～ト(略)

チ 乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあっては、その旨

リ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳酸菌飲料にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳酸菌飲料にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ヌ・ル(略)

3～6(略)

7 乳製品(常温保存可能品を除く。)及び乳酸菌飲料にあっては、第二項第三号ヨ及び同項第四号ヌの規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8(略)

9 第二項第三号チ及び同項第四号二の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあってはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10 第二項第三号チ及び同項第四号二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一・二(略)

の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下ト及び次号二において同じ。)であって表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む乳製品にあっては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む乳製品にあっては当該添加物を含む旨

チ～ヌ(略)

ル 殺菌した乳酸菌飲料にあっては、その旨

ヨ～ユ(略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ～ト(略)

チ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳酸菌飲料にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳酸菌飲料にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

リ・ヌ(略)

3～6(略)

7 乳製品(常温保存可能品を除く。)及び乳酸菌飲料にあっては、第二項第三号ワ及び同項第四号リの規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8(略)

9 第二項第三号ト及び同項第四号二の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあってはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10 第二項第三号ト及び同項第四号二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一・二(略)

11 第二項第三号リ及びヌ並びに第四号ホ及びヘの規定にかかわらず、特定原材料(乳を除く。以下この項において同じ。)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であって、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この項において「特定加工食品」という。)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

12 第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項(同項第三号イ及びレ又は第四号イ及びルに掲げる事項を除く。)の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使されるものを食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)する場合にあつては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びレ又は第四号イ及びルに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を当該送り状に記載しなければならない。

13(略)

11 第二項第三号チ及びリ並びに第四号ホ及びヘの規定にかかわらず、特定原材料(乳を除く。以下この項において同じ。)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この項において「特定加工食品」という。)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

12 第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項(同項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項を除く。)の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使されるものを食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)する場合にあつては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を当該送り状に記載しなければならない。

13(略)